

犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう！



生後91日以上の子犬には、犬の登録(生涯1度)と狂犬病予防注射(年1回)が義務付けられています。

狂犬病予防集合注射の日程等▼

期 日	時 間	場 所
4月27日 (木)	9:00 ~ 9:25	外宿2区自治会集会所
	9:40 ~ 10:05	亀下区自治会集会所
	10:20 ~ 10:40	舟石川3区自治会集会所
	10:55 ~ 11:20	村松コミュニティセンター
	11:35 ~ 12:00	船場区自治会集会所
4月28日 (金)	9:00 ~ 9:25	石神コミュニティセンター
	9:40 ~ 10:05	真崎コミュニティセンター
	10:20 ~ 10:40	照沼区自治会集会所
	10:55 ~ 11:20	中丸コミュニティセンター
	11:35 ~ 12:00	舟石川コミュニティセンター
4月29日 (土・祝)	9:00 ~ 9:25	白方コミュニティセンター
	9:40 ~ 10:00	川根区自治会集会所
	10:15 ~ 10:40	南台区自治会集会所
	10:55 ~ 11:40	役場行政棟裏駐車場

費用▼▽新たに登録する犬…6,550円/頭 ▼登録済みの犬…3,550円/頭

その他▼▽登録済みの犬の場合は、注射を受ける際に村から郵送される「犬の登録(予防注射済票交付)申請書」(問診欄に記入)をお持ちください。▽上記日程で受けられない場合は動物病院で受けてください。

迷子のペット情報を公開中！

村が保護している犬や、住民の方が保護・捜索しているペットの情報を、掲示板(役場行政棟の総合案内付近に設置)や、村公式ホームページでお知らせしています。

【狂犬病って、どんな病気？】

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類に感染します。人への感染は、狂犬病ウイルスを持つ動物(主に犬)にかまれ、唾液からウイルスが体内に入るケースが圧倒的に多く、発症すると100パーセント死亡するといわれています。

【日本でも、狂犬病の危険性はあるの？】

狂犬病はほぼ世界中で発生しており、年間約5万人が死亡しています。外国船によりネズミやコウモリなどの小型動物が侵入することもあるため、日本でも狂犬病の危険性はあります。

【室内で飼っている犬ならば大丈夫？】

室内犬も、小型動物と接触する恐れは十分にあります。狂犬病に感染した犬には“目の前の物にかみつく”など特有の症状が現れ、最初に被害に遭うのは飼い主です。予防注射は必ず受けましょう。

【鑑札・注射済票は、必ず付けましょう！】

犬の登録をすると「鑑札」が、注射をすると「注射済票」が交付され、首輪等に付けることが義務付けられています。

また、犬1頭につき1枚の「門標」が配布されます。狂犬病予防法を遵守している証明として、来客から見える玄関等に掲示してください。



【問い合わせ】

環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)



犬と猫の避妊・去勢手術費用を補助します

【対象】

村内在住の方が飼育する犬(畜犬登録・狂犬病予防注射済み)・猫

【補助金額】

避妊手術…4,000円/頭・匹
去勢手術…3,000円/頭・匹

【申し込み・問い合わせ】

月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、印鑑をお持ちの上、環境政策課環境保全担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1451)へ申し込みください(予算額に達した時点で終了)。※手術の予約は、村から郵送する交付決定通知書を確認後に行ってください。申請前に手術を実施した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。



準中型免許の新設、75歳以上のドライバーの認知機能チェックの強化など 道路交通法が改正されました

3月12日から、道路交通法が改正されたことに伴い、準中型免許が新設されたほか、75歳以上のドライバーの認知機能チェックが強化されました。今回は、これらの内容について概要をお知らせします。

変更点① 準中型免許が新設されました！

【何がどう変わるの？】

- ▼18歳から運転できる自動車の範囲が広がります(普通免許のみから、普通免許と準中型免許へ)。
- ▼普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まります(車両総重量5 t未満から、3.5 t未満へ)。

※改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲は、改正後も変わりません。



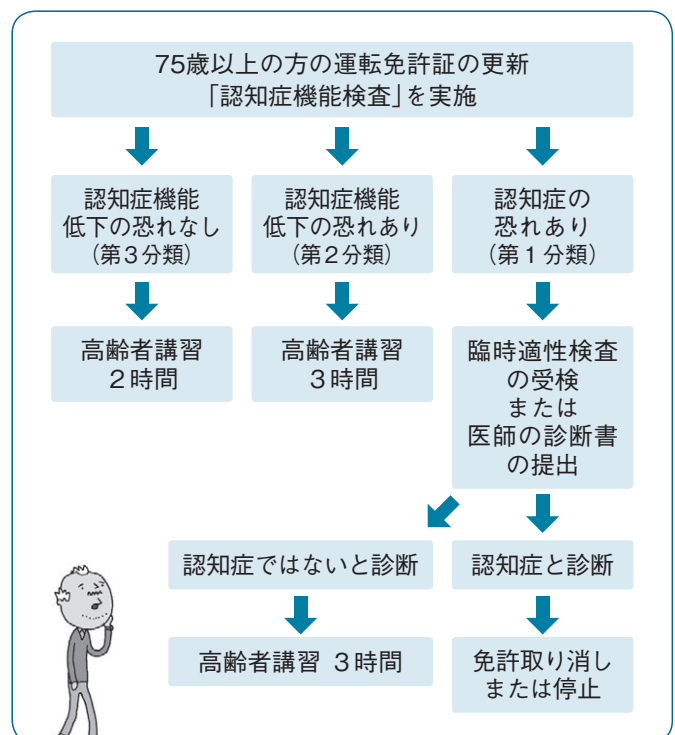
【改正に関わる各免許の受験資格等】(括弧内は車両総重量)

	改正前	改正後
普通免許	18歳以上(5 t未満)	18歳以上(3.5 t未満)
準中型免許	—	18歳以上(3.5 t以上7.5 t未満)
中型免許	20歳以上で、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上(5 t以上11 t未満)	20歳以上で、準中型免許または普通免許、大型特殊免許の期間が通算して2年以上(7.5 t以上11 t未満)
大型免許	21歳以上で、中型免許または普通免許、大型特殊免許の期間が通算して3年以上(11 t以上)	21歳以上で、中型免許または準中型免許、普通免許、大型特殊免許の期間が通算して3年以上(11 t以上)

変更点② 75歳以上のドライバーの認知機能チェックが強化されました！

【何がどう変わるの？】

- ▼免許更新時に「認知機能検査」を受けた結果…
 - ▽「認知症の恐れあり」と判定された方は、**専門医の診断が義務付け**られます。
 - ▽診断の結果により、**高齢者講習の時間が延長**されます。
 - ▼規定の違反行為※をした場合…
 - ▽臨時に「認知機能検査」が実施され、「認知症の恐れあり」と判定された方は、**専門医の診断が義務付け**られます。
 - ▽「認知機能検査」で「認知機能の低下」があった場合、**「臨時高齢者講習」が実施**されます。
- ※認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為で、信号無視や一時不停止、安全運転義務違反(わき見や操作ミスなど)ほか15項目があります。



【問い合わせ】茨城県警察本部(☎301-0110)、防災原子力安全課防犯・交通安全担当(☎282-1711 内線1522)